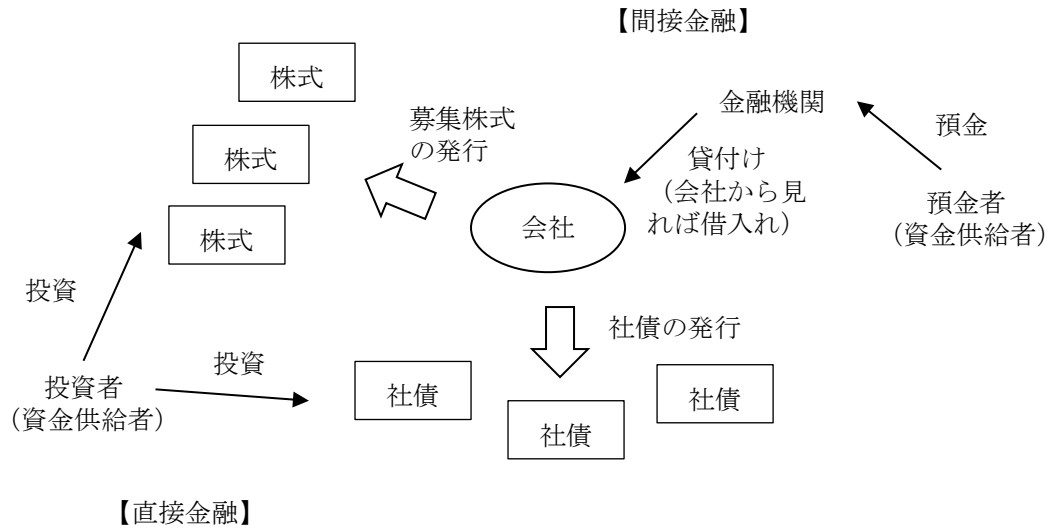


11.社債

11-1.社債と法規制

(1)意義



(2)社債の定義 (会社2②)

会社に対する債権であり、会社法の規定によって発生し償還されるもの

多数の投資者から長期の資金調達 ⇔ 短期の資金調達 (短期社債)、少人数向け発行

(3)格付け

格付機関が、社債の履行の安全性や会社の信用力を記号で表現 (AAA、AA、A、BBB…)

11-2. 社債の発行等

(1)募集社債に関する事項の決定（会社 676）

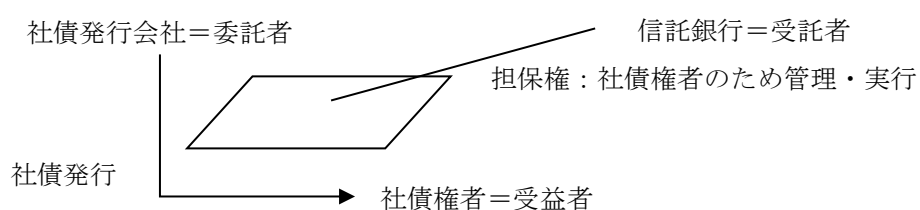
非取締役会設置会社	株主総会（普通決議）（会社 295 I） or 取締役
取締役会設置会社	取締役会（会社 362IV⑤）

(2)その後の手続（会社 677 以下） [テキスト 6 章 4 節 **2**]

*社債の発行について争う方法

(3)担保と財務制限条項

担保付社債（担保付社債信託法）



無担保社債——財務制限条項（財務上の特約、コベナント）

(4)社債の譲渡と権利行使 [テキスト 6 章 4 節 3(1)(a)(2)]

(a)社債原簿 (会社 681 以下)

(b)譲渡と権利行使 (会社 686 以下)

(c)利払

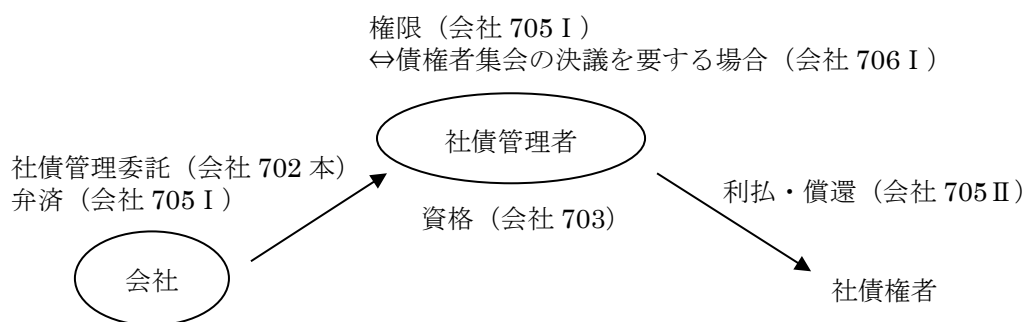
・ 利付債 (会社 676③⑤)

・ 割引債 (各社債の金額 1 億円、9500 万円で発行、1 億円で償還)

(d)償還 (会社 676④) —— 満期償還、定時償還、任意繰上償還、買入消却

11-3. 社債の管理と社債権者集会

(1)社債管理者 [テキスト 6 章 4 節 3(1)(b)]



社債管理者の義務と責任（会社 704・710）

(2)社債管理者設置義務の例外（会社 702 但、会社則 169）

各社債の金額 \geq 1 億円 or 社債権者数 $<$ 50 人

(3)社債管理補助者（令和元年改正）

制度の趣旨＝社債管理者設置義務のない場合に、社債管理の補助を委託できるように

社債管理補助者の設置（会社 714 の 2）

社債管理補助者の権限（会社 714 の 4）

(4)社債権者集会 [テキスト 6 章 4 節 3(3)]

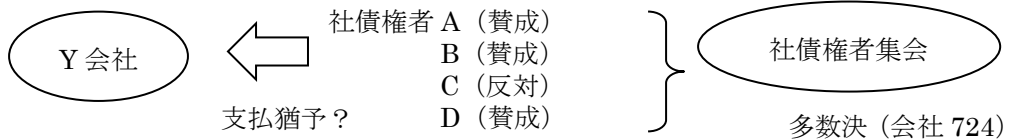
意義 (会社 715・716)

決議と認可 (会社 723・732～734)

機能＝社債権者集会の多数決で、会社 706 I 所定の行為が可能に

事例 11-a 社債権者集会

Y 会社の発行する社債の償還期限が迫っており、その社債権者は A・B・C・D である。Y 会社の経営状態は悪化しており、償還期限には社債が償還できない見込みである。他方で、社債の支払いを猶予すれば、Y 会社の経営状態は改善し、社債が償還される可能性も高まる。しかし、社債権者のうち C だけは、社債の支払いの猶予に反対している。



*実際にはあまり開催されず [テキスト Column6-12]

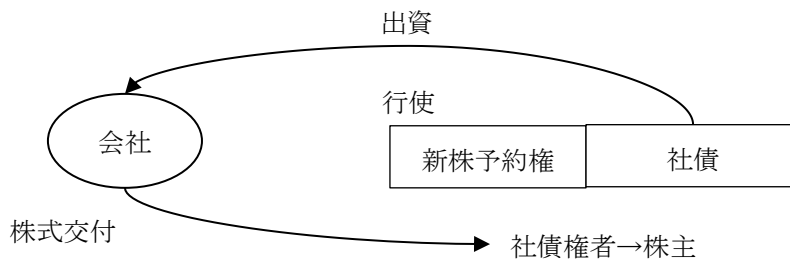
11-4.新株予約権付社債

(1)意義 [テキスト 6章4節1(2)(b)]

新株予約権付社債 (会社 2②) ⇔ 普通社債

社債に新株予約権を付す理由

転換社債型新株予約権付社債



(2)発行手続 (会社 248。会社 238 I ⑥等も参照) [テキスト Column6-10]